

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務  
公募型プロポーザル実施要項  
(企画提案に係る招請説明書)

**1 趣旨**

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務の委託事業者の選定に際して、業務委託の目的を効果的かつ効率的に達成することを期し、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施するため、必要な事項を定める。

**2 業務委託の概要**

**(1) 業務名称**

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務

**(2) 業務内容**

別紙「要求水準書」のとおり

**(3) 履行期間**

契約締結の日から令和9年3月26日まで

**(4) 事業費限度額**

98,120,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

**3 事業者選定方法**

**(1) 公募型プロポーザル方式**

**(2) 選定スケジュール**

	事 項	期 日 等
1	公募開始の告示	令和6年7月12日(金)
2	実施要項の交付	令和6年7月12日(金)から 令和6年8月2日(金)
3	質問の受付	令和6年7月12日(金)から 令和6年7月25日(木)午後4時まで(必着)
4	質問の回答	令和6年7月29日(月)(予定)
5	参加表明手続き	令和6年7月12日(金)から 令和6年8月2日(金)午後4時まで(必着)
6	参加資格確認通知の送付	令和6年8月6日(火)(予定)
7	企画提案書の提出	令和6年8月9日(金)から 令和6年8月23日(金)午後4時まで(必着)
8	プレゼンテーション審査通知の送付	令和6年8月30日(金)(予定)
9	書類及びプレゼンテーション審査	令和6年9月12日(木)
10	審査結果通知	令和6年9月26日(木)以降

## 4 参加資格

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

### (1) 特定共同企業体の場合

次のア～カの全ての要件を満たす構成員（イ、ウは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法はキによるものとする。

ア 告示の日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。なお、代表構成員は名簿（設計・調査・測量）に業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されている者であること。

イ 以下の実績を保有することを必要とする。

概要	条件	確認方法
<u>地方公共団体の庁舎又は延べ面積3万平方メートル以上の事務所に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント業務</u>	平成26年度以降に受託し、適切に履行・完了済の案件	・契約書の写し ・完了を証明する書類等の写し

ウ 現場責任者又は技術管理者は、日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー（以下「CCMJ」という。）及び一級建築士の資格を有し、かつ地方公共団体の庁舎又は延べ面積1万平方メートル以上の事務所に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント業務の実績を有する者であること。

エ さいたま市新庁舎整備基本設計業務の応募者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）に該当する者でないこと。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

カ 告示の日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの

暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

キ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

## (2) 単体企業の場合

上記(1)ア～カに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者であること。ただし、本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者は参加できない。

## 5 実施要項の交付

実施要項は、次のとおり交付する。

### (1) 交付期間

告示の日から令和6年8月2日（金）まで

### (2) 交付方法

以下のさいたま市ホームページからダウンロード

「トップページ＞市政情報＞政策財政＞市政について＞新庁舎整備及び現庁舎地利活用の検討＞新庁舎整備の検討＞契約・入札＞さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務 企画提案書の募集について」

URL : <https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/022/001/004/p115225.html>

### (3) 交付資料

ア 実施要項

イ 要求水準書

ウ 実施要項の様式1から様式9

## 6 質問の受付及び回答

実施要項について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

### (1) 質問の受付

ア 提出書類

別紙「質問票」（様式1）

#### イ 提出期限

令和6年7月25日（木）午後4時まで

#### ウ 提出先

「13問合せ先・提出先」に記載のとおり

#### エ 提出方法

電子メールで提出し、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

### (2) 質問に対する回答

令和6年7月29日（月）を目途に、「5実施要項の交付（2）交付方法」に記載の本市ホームページに掲載する。

## 7 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望するものは、次のとおり参加表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

### (1) 提出書類

#### ア 単体企業の場合

- (ア) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式5）
- (イ) 業務経歴書（様式3）
- (ウ) 4(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）
- (エ) 業務の実施体制調書（様式4）

#### イ 特定共同企業体の場合

- (ア) 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式6）
- (イ) 共同企業体協定書（様式7）
- (ウ) 共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式8）
- (エ) 委任状（様式9）
- (オ) 業務経歴書（様式3）
- (カ) 4(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）
- (キ) 業務の実施体制調書（様式4）

#### ウ 提出期限

令和6年8月2日（金）午後4時まで

#### エ 提出先

「13問合せ先・提出先」に記載のとおり

#### オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）により提出すること。

（郵送の場合は、令和6年8月2日（金）必着）

### (2) 参加資格の確認

令和6年8月6日（火）を目途に、参加資格審査を行い、参加資格確認通知を参加表明書に記載された連絡先に郵送する。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提案内容

要求水準書に記載する業務内容を踏まえ提案すること。

### (2) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書 任意様式

(ア) 実施体制図、業務工程表は必ず記載すること。

(イ) 企業名、企業ロゴ、個人名等が特定できる識別情報は記載しないこと。

(ウ) 「ア 企画提案書表紙」は正本にのみ添付。

ウ 会社概要 名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等の記載がある任意様式（上の項目があれば会社パンフレット等による提出可。）

エ 見積書 任意様式（委託業務の一切の経費を含む。内訳書も作成すること）

オ ア～エをPDF形式にまとめたCD-R又はDVD-R（ウイルスチェックを実施したうえで保存すること。）

### (3) 記入方法

提出書類は、「イ 企画提案書」を除き、日本工業規格A列4番の規格で統一（縦横問わず）して作成すること（作成済のパンフレット等を除く。）。

「イ 企画提案書」は日本工業規格A列3番で2枚以内とする。

### (4) 提出部数

(2)ア～ウは6部（正本1部、副本5部（複写可））、エとオは1部

### (5) 提出期間

令和6年8月9日（金）から8月23日（金）までの期間（休日を除く。）のうち、午前9時から午後4時まで

### (6) 提出先

「13問合せ先・提出先」に記載のとおり

### (7) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）により提出すること。（郵送の場合は、8月23日（金）必着）

### (8) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を1部、持参または郵送（8月23日（金）必着）にて提出すること。

## 9 評価基準及び審査方法

### (1) 評価基準

別添「評価基準」のとおり

## (2) 審査方法

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を実施する。

審査は、提出された企画提案書について別紙の「評価基準」に基づいて行う。なお、企画提案書を補完するプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、配置予定技術者（現場責任者）が原則説明、応答し、参加人数は3名以内とする。また、各者10分以内の説明、10分程度の質疑応答を実施する。

## 10 書類審査

### (1) 実施日

書類審査及びプレゼンテーションは令和6年9月12日（木）に実施する。プレゼンテーションの詳細については、令和6年8月30日（金）を目途に通知する。

### (2) 選定手順

- ア 選定委員会は「評価基準」に基づき、企画提案書に記載された内容を評価項目ごとに審査・採点を行い、合計点数が最も高かった者を最優秀提案者とする。
- イ 最優秀提案者が決定した後、当該事業者から辞退の申し出があった場合は、当該手順の次点に該当する提案者を最優秀提案者として決定する。

### (3) 審査結果

審査結果は、令和6年9月26日（木）を目途に提案者全員に対し、提案者の順位及び最優秀提案者名を参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

## 11 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- 「4参加資格」に記載する要件を満たさなくなったとき
- 企画提案書に虚偽の記載をしたとき
- 審査の公平性を害する行為を行ったとき
- 見積書の見積価格（消費税及び地方消費税を含む）が「2業務委託の概要(4)事業費限度額」に掲げる額を超えているとき
- 「別紙 評価基準」に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く）の提案が記載されていないとき
- プレゼンテーションに参加しなかったとき

## 12 その他の留意事項

- 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- 提出された書類は返却しない。
- 提出された書類は、情報公開請求により公開することがある。

### 1 3 問合せ先・提出先

#### (1) 所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

#### (2) 担当部署

さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部 新庁舎等整備担当（本庁舎5階）

#### (3) 連絡先

- 電話番号 048-829-1038
- FAX番号 048-829-1997
- 電子メールアドレス [city-hall-project@city.saitama.lg.jp](mailto:city-hall-project@city.saitama.lg.jp)
- 担当者 高橋、村岡、國枝

様式 1

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務 質問票

質問年月日	
企業・団体名	
代表者名	
質問者名	
所 属	
電 話	
E メール	
項 目	実施要項・その他 ( ) 項目：
質問事項	

【質問票提出期限】 令和6年7月25日（木）午後4時まで  
令和6年7月29日（月）を目途に、さいたま市 WEB サイト  
内で質問と回答を公表します。

【送付先】 E メールにて提出し、必ず受理確認の電話をしてください。  
さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部 新庁舎等整備担当  
E メールアドレス city-hall-project@city.saitama.lg.jp  
電話番号 048-829-1038



様式 2

## 企 画 提 案 書

令和 6 年 月 日

(あて先) さいたま市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

次の件について、企画提案書を提出します。

件 名：さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務

提出資料：(1) 企画提案書表紙（本様式）  
(2) 企画提案書（任意様式）  
(3) 会社概要（任意様式）  
(4) 見積書（任意様式）  
(5) 上記（1）～（4）を PDF 形式にまとめた CD-R 又は DVD-R

### 【担当者連絡先】

所 属：  
役 職 名：  
氏 名：  
電 話 番 号：  
E メ ー ル：

様式 3

業 務 経 歴 書

業務名	発注者	受注形態	完了年月	概要・ポイント
備考				
<p>平成26年度以降に、地方公共団体の庁舎又は延べ面積3万平米以上の事務所に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント業務の実績を記載し、当該業務実績に係る契約書の写し及び完了を証明する書類等の写しを添付して提出すること。</p> <p>※記載スペースが足りない場合は、行間を広げて2ページ以上にまたがってもよい。</p>				

様式 4

業務の実施体制調書

[現場責任者・技術管理者・担当者 等]

本業務における役割	部署 役職	氏 名	本業務に関する 取得資格の状況	年齢及び 実務経験 年数	本業務に関する実績

※1 記載スペースが足りない場合は、行間を広げて2ページ以上にまたがってもよい。

※2 現場責任者又は技術管理者は、日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー（以下「CCMJ」という。）及び一級建築士の資格を有し、かつ地方公共団体の庁舎又は延べ面積1万平米以上の事務所に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント業務の実績を有すること。

様式 5

プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

令和 6 年 月 日

(あて先) さいたま市長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の業務委託のプロポーザルに参加したいので、必要な書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 業務名称                   さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務
- 2 公告年月日番号        令和 6 年 7 月 1 2 日 第 1 2 2 0 号
- 3 添付書類                業務経歴書（様式 3）、実施要項 4(1)イの実績を証する書類  
                              業務の実施体制調書（様式 4）

(連絡先)

担当者所属

(フリガナ) ( )

担当者氏名

電話番号

— —

メールアドレス

@

様式 6

共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

令和 6 年 月 日

(あて先) さいたま市長

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 特定共同企業体

代 表 構 成 員 { 所 在 地  
                  { 商号又は名称  
                  { 代 表 者 氏 名 印

構 成 員 { 所 在 地  
                  { 商号又は名称  
                  { 代 表 者 氏 名 印

構 成 員 { 所 在 地  
                  { 商号又は名称  
                  { 代 表 者 氏 名 印

下記の業務委託のプロポーザルに参加するため、特定共同企業体を結成したので、共同企業体協定書等の必要な書類を添えて参加を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 業務名称                   さいたま新庁舎整備基本設計等発注者支援業務
- 2 公告年月日番号         令和 6 年 7 月 1 2 日 第 1 2 2 0 号
- 3 添付書類                 業務経歴書（様式 3）、実施要項 4(1)イの実績を証する書類  
                              業務の実施体制調書（様式 4）、共同企業体協定書（様式 7）  
                              共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（様式 8）  
                              委任状（様式 9）

(連絡先)

担 当 者 所 属 \_\_\_\_\_

(フリガナ) ( \_\_\_\_\_ )

担 当 者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

メー ル ア ド レ ス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

様式7

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、さいたま市発注のさいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務（以下「業務委託」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 \_\_\_\_\_ 特定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和6年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日に成立し、第1条に規定する業務委託の履行後 \_\_\_\_ か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する業務委託を受託することができなかつたときは、前2項の規定にかかわらず、当該業務委託の契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称 \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称 \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する業務委託の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係所管等と折衝する権限並びに請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務委託の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務委託の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務委託の完了の都度当該業務委託について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書（以下「8条協定書」という。）に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、8条協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 当企業体の構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が受託した業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務委託の履行の途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを8条協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託の履行の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するも

のとする。

(履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務委託の履行の途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託の目的物が契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_ほか\_\_\_\_者は、上記のとおり \_\_\_\_\_特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、さいたま市に提出するものとする。

令和6年 月 日

代 表 構 成 員 { 所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 印

構 成 員 { 所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 印

構 成 員 { 所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 印



様式 8

共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

さいたま市発注のさいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務については、共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

1 共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 特定共同企業体

2 出資の割合

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

(代表会社名)

\_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ 者は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自保有するものとする。

また、この協定書を別途 1 通作成し、さいたま市に提出するものとする。

令和 6 年 月 日

代 表 所 在 地  
構 成 員 { 商号又は名称  
          { 代表者氏名 印

構 成 員 { 所 在 地  
          { 商号又は名称  
          { 代表者氏名 印

構 成 員 { 所 在 地  
          { 商号又は名称  
          { 代表者氏名 印

様式9

委任状

令和6年 月 日

(あて先) さいたま市長

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 特定共同企業体

代表構成員 { 所在地, 商号又は名称, 代表者氏名 } 印

構成員 { 所在地, 商号又は名称, 代表者氏名 } 印

構成員 { 所在地, 商号又は名称, 代表者氏名 } 印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、さいたま市との契約において、次の権限を委任します。

受任者 共同企業体代表者 { 所在地, 商号又は名称, 代表者氏名 }

委任事項

- 1 プロポーザル及び見積に関すること。
2 契約の締結に関すること。
3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
4 代金の請求及び受領に関すること。
5 支払期日が到来した利札の請求及び受領に関すること。
6 復代理人の選任に関すること。
7 前各号に付帯する一切のこと。

受任者印鑑

